

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008長第32号	
事故等名	貨物船第八金栄丸座洲	
発生年月日時刻	平成20年6月16日12時15分ごろ	
発生場所	熊本県長洲港 長洲港北防波堤灯台から真方位035° 700m (北緯32° 55' 45"、東経130° 26' 30")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月19日 長崎・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船長から電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実	貨物船第八金栄丸 999トン	
船種・船名・総トン数	134916	
船舶番号(IMO 番号)	富士工業有限公司	
船舶所有者等		
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、熊本県長洲港にて、揚荷終了後出港する際、平成20年6月16日12時15分ごろ、微速前進クラッチを入れた直後、船尾に衝撃を受けた。 当時は、干潮1時間程前で、機関をストップし、4時間ほど潮高が増すのを待って出港した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 事故当時、長洲港の潮候は下げ潮末期であった。 本船は、干潮1時間前と知りながら、水深の確認を十分に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が出港にあたり、水深の確認を十分に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	